

商 標 権	判決年月日	令和6年4月24日	担 当 部	知財高裁第4部
	事 件 番 号	令和5年(行ケ)第10109号		
○ 拒絶の原査定において商標法3条1項3号に該当するとされたものの、審決で同項6号に該当するとされたのであるから、本来、同法55条の2第1項、15条の2所定の新たな拒絶理由通知が必要であり、この手続が履践されていない審判手続には瑕疵（違法）があったといえるが、この瑕疵が審決の結果に影響を及ぼすものとは認められないから、取消事由とはならないとされた事例 ○「奇跡のラカンカ」の文字を横書きしてなる商標（本願商標）が商標法3条1項6号に掲げる商標に該当すると判断された事例				

（事件類型） 審決（拒絶）取消事件 （結論）請求棄却

（関連条文） 商標法3条1項3号、6号、同法55条の2第1項が準用する15条の2

（審決） 不服2022-6605

判 決 要 旨

- 1 本件は、「奇跡のラカンカ」の文字を横書きしてなり、指定商品を第30類「ラカンカを加味した菓子（果物、野菜、豆類又はナッツを主原料とするものを除く。）」その他とする商標（本願商標）についての拒絶査定不服審判請求を不成立とした審決の取消訴訟である。
- 2 特許庁における手続では、本願商標に対する拒絶理由通知及び拒絶査定（原査定）で拒絶理由の適用条文を商標法3条1項3号とされていたところ、審判手続では「審尋」と題する書面が原告に送付され、①本願商標は同項6号に該当する旨の合議体の判断及び理由を示すとともに、②原査定は同項3号に該当するとして本願を拒絶したが、同項6号に該当するとの理由も原査定の認定、判断と実質的に相違せず、新たな拒絶の理由に当たらないとして、③意見があれば回答書を提出するよう求めた。これに対し、原告は、回答書提出期限を経過しても何らの反論をせず、本件審決で本願商標は同項6号に該当すると判断された。
- 3 本判決は、以下のとおり、原告の主張する本件審判手続の手続上の瑕疵は取消事由にならないと判断し、本願商標は商標法3条1項6号に当たるとして、原告の請求を棄却した。
 - (1) 本件審決においては、拒絶の原査定及びこれに先立つ拒絶理由通知の根拠条文と異なる同項6号が拒絶の理由とされたにもかかわらず、本件審決に先立って新たな拒絶理由通知はされていない。しかし、拒絶理由通知にいう「拒絶の理由」とは、商標法が定める具体的な登録拒絶事由（根拠条文）を示して、これに該当することの説明をするものと解すべきであり、根拠条文が異なれば、

原則として、そのみをもって「異なる拒絶の理由」に当たるといふべきである。本件での原査定理由と本件審決理由は、そもそも拒絶の根拠条文が異なる上、両者の判断内容が実質的に同一で改めて弁明の機会を付与する必要がないといえるような特段の事情も認められないから、両者は「異なる拒絶の理由」に当たると認めるのが相当である。そうすると、本来、55条の2第1項、15条の2所定の新たな拒絶理由通知が必要であったところ、この手続を履践することなく本件審決に進んだ本件審判の手続には瑕疵（違法）があるといふべきである。

- (2) しかし、審判手続に瑕疵があっても、それが審決の結論に影響を及ぼすと認められない場合には、審決取消事由とはなり得ないと解される。本件審判手続においては、審尋書面が原告に送付され、本件審決の理由が事前に明らかにされ、曲がりなりにも弁明の機会が与えられていた。加えて、審尋書面及び本件審決で示された拒絶の理由は、原告が拒絶理由通知に対して提出した意見書中で主張していた内容を逆手に取って、本願商標の意味するところについて原告の主張を全面的に採用した上で、そのような意味に理解される本願商標は3条1項6号に該当することになると切り返したものである。以上の事情を総合すれば、本件審判の手続に上記で述べた瑕疵はあるものの、その手続上の違法は、審決の結論に影響を及ぼすものではないと解するのが相当である。
- (3) 本願商標は、一般に理解し得る意味として理解すれば、「常識では考えられない神秘的な羅漢果」程の意味合いを認識させるものであるところ、取引の実情に鑑みれば、本願商標をその指定商品に使用しても、これに接する取引者、需要者は、何人かの業務に係る商品であることを表示したものと認識することはないから、商標法3条1項6号に該当する。